

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都電子署名規則の一部を改正する規則……………一
……………(デジタルサービス局戦略部戦略課……………一)
- 東京都宝くじの発売 (六件) ……………一
……………(財務局主計部公債課……………一)
- 都市計画事業の認可……………四
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課……………四)
- 防災街区整備事業組合の解散認可……………四
……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課……………四)
- 都営住宅の使用料の変更……………四
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課……………四)
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
……………(同……………六)
- 都営改良住宅の使用料の変更……………七
……………(同……………七)
- 都営住宅の駐車場の廃止……………八
……………(同……………八)
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………八
……………(同……………八)
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………八
……………(環境局総務部環境政策課……………八)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………三)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域……………三

域の指定の一部解除……………(同……………五)

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同……………六)

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………七
……………(主税局課税部課税指導課……………七)
- 軽油引取税に係る免税証の無効処分……………(同……………七)
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………七
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課……………七)
- 施設建築物の建築工事の完了……………六
……………(都市整備局市街地整備部再開発課……………六)

雑 報

- 全国自治宝くじの発売 (二十一件)……………六
……………(全国自治宝くじ事務協議会……………六)

規 則

東京都電子署名規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四十九号

東京都電子署名規則の一部を改正する規則

東京都電子署名規則(令和四年東京都規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

- 第二条中第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「局又は」を「局、部又は」に、「総務局に」を「総務局及び総務局総務部に」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「前号」を「第九号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。
- 十 部 局の部及びこれに相当する室等をいう。

第七条第一項中「局に」を「電子署名記録媒体を取り扱う局、部又は所に」に改め、「局の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千二百一十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百七十九回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
 - 四 証券金額 一枚百円
 - 五 証券型式 開封式
 - 六 発売期間 令和六年一月四日から同月二十三日まで
 - 七 抽せん期日 令和六年一月二十六日
 - 八 当せん金支払開始 令和六年一月三十一日
 - 九 当せん金の額及び当せんの数
- | 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|--------|-------|
| 一等 | 千五百万円 | 一本 |
| 一等の前後賞 | 二百五十万円 | 二本 |
| 一等の組違い賞 | 十万円 | 十九本 |
| 二等 | 三十万円 | 二十本 |
| 三等 | 三万円 | 二百本 |
| 四等 | 五千元 | 二千本 |

五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計		二十二万二千二百四十二本

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千二百二十二号
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百八十回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和六年一月四日から同年三月五日まで
- 七 当せん金支払開始 令和六年一月四日
期日 令和六年一月四日
- 八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数
一等 五百万円 四本

二等	十万円	百六十本
三等	一万円	千四百本
四等	千円	二万本
五等	二百円	六十万本
計		六十二万一千五百六十四本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千二百二十三号
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百八十一回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和六年一月十七日から同年二月十三日まで
- 七 抽せん期日 令和六年二月十六日
- 八 当せん金支払開始 令和六年二月二十一日
期日 令和六年二月二十一日
- 九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	一本
一等の前後賞	千万円	二本
一等の組違い賞	十万円	五十九本
二等	百万円	百二十本
三等	一万円	一万二千本
四等	千円	六万本
五等	二百円	六十万本
新春幸運賞	三万円	二千四百本
計		六十七万四千五百八十二本

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千二百二十四号
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百八十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和六年二月十四日から同年三月

七	抽せん期日	五日まで	令和六年三月八日
八	当せん金支払開始 期日	令和六年三月十三日	
九	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	一本	
一等の前後賞	二百五十万円	二本	
一等の組違い賞	十万円	十九本	
二等	三十万円	二十本	
三等	三万円	二百本	
四等	五千円	二千本	
五等	千円	二万本	
六等	百円	二十万本	
計		二十二万二千二百四十二本	
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。	
●東京都告示第千二百十五号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和五年十一月三十日 東京都知事 小 池 百合子			
一	名称	株式会社みずほ銀行	
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株代田区大手町一丁目五番五号	

三	発売の数及び総額	二百万枚	二億円
四	証票金額	一枚百円	
五	証票型式	開封式	
六	発売期間	令和六年三月六日から同月二十六日まで	
七	抽せん期日	令和六年三月二十九日	
八	当せん金支払開始 期日	令和六年四月三日	
九	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	一本	
一等の前後賞	二百五十万円	二本	
一等の組違い賞	十万円	十九本	
二等	三十万円	二十本	
三等	三万円	四百本	
四等	五千円	二千本	
五等	千円	二万本	
六等	百円	二十万本	
計		二十二万二千四百四十二本	
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。	
●東京都告示第千二百十六号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和五年十一月三十日			

一	名称	東京都知事 小 池 百合子	
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 株代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	二百五十万枚	五億円
四	証票金額	一枚二百円	
五	証票型式	開封式	
六	発売期間	令和六年三月十六日から同月三十一日まで	
七	抽せん期日	令和六年四月五日	
八	当せん金支払開始 期日	令和六年四月十日	
九	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	一本	
一等の前後賞	千万円	二本	
一等の組違い賞	十万円	二十四本	
二等	三十万円	七十五本	
三等	一万円	五千本	
四等	千円	二万五千本	
五等	二百円	二十五万本	
新生活応援賞	三万円	七百五十本	
計		二十八万八百五十二本	
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。	

●東京都告示第千二百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき昭島都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

昭島市

二 都市計画事業の種類及び名称

昭島都市計画公園事業第四号南文化公園

三 事業施行期間

令和五年十一月三十日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分
昭島市中神町字西新畑地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千二百十八号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第六十三条第四項の規定に基づき上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第千二百十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年十二月一日から実施するので、同

条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	2	45,100	99,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,600	108,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	2	33,800	87,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	83,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	45.0	1	38,500	82,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	7	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,200	39,600
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート (11号棟)	台東区根岸5-18	34.3	2	27,100	42,800
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート (5号棟)	墨田区八広3-35	32.6	1	22,000	35,900
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	63,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	75,600
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート (2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	78,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	28,800	45,800
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート (1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	79,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	53,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (8号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	51,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (13号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	中層耐火	大島八丁目第2アパート (9号棟)	江東区大島8-21	48.1	1	39,800	75,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	57,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	72,200
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート (9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	81,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川11-5	41.6	1	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート (12号棟)	品川区東品川11-2	34.3	1	29,000	45,900
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート (7号棟)	品川区東品川11-8	59.2	1	53,400	107,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	101,000
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート (1号棟)	品川区大崎5-2	61.5	1	59,100	120,700
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区西六郷4-24	48.1	1	39,700	71,200
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート (6号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	69,700
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート (2号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,100	39,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	37,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	40,200
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (8号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,600	98,200
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (3号棟)	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	79,800
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (3号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,500	69,500
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (56-5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	32,900	57,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	102,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	99,300
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート (2号棟)	渋谷区笹塚3-4	39.0	1	32,800	88,200
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート (2号棟)	中野区南台5-7	56.8	1	43,100	100,500
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (1号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	26,700	61,500
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	16	27,100	46,700
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート (14号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	25,900	36,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	22	24,500	43,800
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	57,500
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート (4号棟)	板橋区前野町5-18	59.6	1	45,900	89,900
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,500	80,900
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート (1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	38,800	73,500
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,300	68,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	82,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	2	24,300	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	98,600
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	37,900	78,200
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (1号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,200	42,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	38,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(4号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(2号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	44,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(5号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	42,900
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,900	67,000
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	42.3	2	31,100	59,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	67,700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,500	68,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,400	46,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-2号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	72,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	78,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	78,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(6号棟)	三鷹市上連雀9-36	55.9	1	41,100	84,600
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(2号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	39,900	94,000
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	60,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	2	29,600	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	3	25,000	56,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町3-1	53.5	1	31,700	79,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	7	30,000	60,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	5	30,000	60,200
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,000	78,600
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	87,800
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(1号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	86,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(6号棟)	西東京市北原町2-12	58.1	1	36,600	83,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(6号棟)	清瀬市竹丘1-7	48.1	2	27,100	55,100
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(2号棟)	清瀬市野塩5-255	55.9	1	32,400	64,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(1号棟)	東久留米市八幡町2-11	38.3	2	20,200	36,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート(1号棟)	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	68,600

●東京都告示第千二百二十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
一ツ家二丁目アパート(21号棟)	足立区一ツ家二丁目十五番	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	二八、四〇〇円	七九、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、一〇〇円	九二、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、二〇〇円	一〇九、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四七、〇〇〇円	一三一、一〇〇円
一ツ家二丁目アパート(22号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二五戸	二八、四〇〇円	七九、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、一〇〇円	九二、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、二〇〇円	一〇九、六〇〇円
一ツ家二丁目アパート(24号棟)	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	六三戸	二八、四〇〇円	七九、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一五戸	三三、一〇〇円	九二、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三九、二〇〇円	一一〇、一〇〇円

●東京都告示第千二百二十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和五年十二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(53-8号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-53	36.4	1	31,100
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500

●東京都告示第千二百二十二号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

田端新町一丁目アパート 北区田端新町一丁目 七区画
ト駐車場 十五番ほか

●東京都告示第千二百二十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

一ツ家二丁目アパート 足立区一ツ家二丁目 三五区画
駐車場 十五番

舎人町アパート駐車場 足立区舎人六丁目 一四三区画
一番ほか

●東京都告示第千二百二十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提

出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

野村不動産株式会社
代表取締役社長 松尾 大作
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
東急不動産株式会社
代表取締役社長 星野 浩明

渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
住友商事株式会社
代表取締役 兵頭 誠之
千代田区大手町二丁目三番二号
ヒューリック株式会社
代表取締役社長 前田 隆也

中央区日本橋大伝馬町七番三号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二
渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中野区中野四丁目位置する約二・三ヘクタールの事業区域において、事務所、住宅、店舗、ホ

テル、ホール、駐車場等を新設し、複合的な市街地を形成するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和五年十一月三十日から同年十二月十四日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中野区環境部環境課

中野区中野四丁目八番一号

イ 杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(8)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は最大着地濃度出現地点で0.064ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は72.8%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は最大着地濃度出現地点で0.047mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は26.6%である。</p> <p>工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、計画的かつ効率的な工事工程を検討やアトリンゴシステムの周知・徹底等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.031～0.032ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.2～2.9%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030～0.031ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は最大着地濃度出現地点で0.031ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.5%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は最大着地濃度出現地点で0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足する。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【熱源施設の供用に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は最大着地濃度出現地点で0.031ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、熱源施設の供用に伴う寄与率は3.8%である。</p> <p>以上のことから、熱源施設の供用に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{eq})は、工事開始14ヶ月目(解体工事(地上))で68dB(計画地南側敷地境界)、工事開始34~36ヶ月目(建設工事(解体工事(地下)を含む))で77dB(計画地西側敷地境界)であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)の報告基準(85dB)を下回る。建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{eq})は、工事開始14ヶ月目(解体工事(地上))で70dB(計画地南側敷地境界)、工事開始34~36ヶ月目(建設工事(解体工事(地下)を含む))で74dB(計画地西側敷地境界)であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準(75dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル(L_{eq})は57~69dB、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満~2dBであり、No.6(区道22-60)で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(65dB)を上回るが、将来基礎交通量による騒音レベルにおいて環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(60~70dB)を下回る。</p> <p>将来交通量による振動レベル(L_{eq})は昼間で41~57dB、夜間で37~57dBであり、No.3(都道25号(早稲田通り))の夜間で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(夜間:55dB)を上回るが、将来基礎交通量による振動レベルにおいて規制基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間:55~65dB、夜間:50~60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未満~4dB、夜間で1dB未満~2dBである。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動(続き)	<p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>将来交通量による騒音レベル(L_{eq})は昼間で56~69dB、夜間で50~66dBであり、No.1,3,11(都道25号(早稲田通り))の夜間、No.6(区道22-60)の昼間、No.12(区道22-450)の昼間及び夜間で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(昼間:60,65dB、夜間:55,65dB)を上回るが、No.1,3,11,12の夜間、No.6の昼間では将来基礎交通量による騒音レベルにおいて環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。No.12の昼間は環境基準を上回るものの、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dBである。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準(昼間:65~70dB、夜間:60~65dB)を下回る。関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間及び夜間ともに1dB未満~1dBである。</p> <p>将来交通量による振動レベル(L_{eq})は昼間で40~56dB、夜間で38~56dBであり、No.3(都道25号(早稲田通り))の夜間で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(夜間:55dB)を上回るが、将来基礎交通量による振動レベルにおいて規制基準を上回っており、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1dB未満である。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間:55~65dB、夜間:50~60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間及び夜間ともに1dB未満~1dBである。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う騒音・振動への影響は小さいと考える。</p>
3. 土壌汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>【土壌汚染の規制・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地は「土壌汚染対策法」に係る要措置区域及び形質変更要措置区域には指定されていないが、過去には旧軍施設、警察大学校の敷地の一部であり、施設の利用状況から、土壌汚染のおそれる否定できないと考える。今後、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続を行い、適切に対処する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>
4. 地盤	<p>①工事の施行中</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事において地盤の変形を生じさせる要因として、山留壁の変形による地盤の変形が考えられる。山留壁の変形による地盤の変形は最大T.P.約+15m(G.L.約-24m)まで掘削する計画であるが、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いソールセメント壁を施工する計画である。なお、ソールセメント壁の施工にあたっては、詳細なボーリング調査をもとに投入深さを決定する。また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために逆打ち工法を採用する計画である。以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目 4. 地盤(つづき)	評価の結論
	<p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、掘削範囲の周囲に遮水性の高いソイルセメント壁をT.P.約+13m (G.L.約-26m)まで施工し、掘削範囲内の第1帯水層の武蔵野層(No2)及び第2帯水層の東京層(No1)をソイルセメント壁で外部と分離・遮水することで、掘削範囲への地下水の湧出を抑制する計画である。また、掘削工事にあたり掘削範囲に滞留している地下水を排水するが、限られた範囲の排水であることから、計画地及びその周辺の地下水位への影響は小さいと予測する。被圧地下水である第3帯水層の上総層砂質土層(Ka-s1)を対象とする地下水位はT.P.+24.10～-27.23mであり、本事業では最大T.P.約+15m (G.L.約-24m)まで掘削する計画であることから、盤ぶくれが生じるおそれがある。そこで、ブローニング工法を用いて減圧排水を行うが、計画地周辺の地下水位に影響を及ぼす可能性があり、また、計画地敷地境界から北北東側約290mに位置する地下水揚水事業所が所有する井戸がこの帯水層の地下水を揚水している可能性があり、令和4年において揚水は行われていないものの、この井戸での揚水時には影響を及ぼす可能性もある。このため、減圧排水は盤ぶくれ防止のためには必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努める。また、計画地内の粘土層(Lo)、東京層(To-r)及び上総層粘性土層(Ka-cl)における過圧密比(0.C.R)は1.6～6.2の過圧密状態であることから、盤ぶくれ防止の減圧排水等による圧密沈下が生じる可能性は低いと予測する。</p> <p>工事の施行中においては、地盤変動と第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事完了後まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>② 工事の完了後 【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の水位及び流量を及ぼす可能性がある。</p> <p>既存資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみ限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。</p> <p>地下躯体工事完了後は、地盤変動と第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを地下躯体工事完了後の1年間まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。なお、地下躯体工事完了後の1年間地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できない場合には、地下躯体工事完了後の1年間以降も継続して監視を行う。地盤変動及び地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目 5. 水循環	評価の結論
	<p>① 工事の施行中 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では、掘削範囲の周囲に遮水性の高いソイルセメント壁をT.P.約+13m (G.L.約-26m)まで施工し、掘削範囲内の第1帯水層の武蔵野層(No2)及び第2帯水層の東京層(No1)をソイルセメント壁で外部と分離・遮水することで、掘削範囲への地下水の湧出を抑制する計画である。また、掘削工事にあたり掘削範囲に滞留している地下水を排水するが、限られた範囲の排水であることから、計画地及びその周辺の地下水位への影響は小さいと予測する。被圧地下水である第3帯水層の上総層砂質土層(Ka-s1)を対象とする地下水位はT.P.+24.10～-27.23mであり、本事業では最大T.P.約+15m (G.L.約-24m)まで掘削する計画であることから、盤ぶくれが生じるおそれがある。そこで、ブローニング工法を用いて減圧排水を行うが、計画地周辺の地下水位に影響を及ぼす可能性があり、また、計画地敷地境界から北北東側約290mに位置する地下水揚水事業所が所有する井戸がこの帯水層の地下水を揚水している可能性があり、令和4年において揚水は行われていないものの、この井戸での揚水時には影響を及ぼす可能性もある。このため、減圧排水は盤ぶくれ防止のためには必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努める。また、計画地内の粘土層(Lo)、東京層(To-r)及び上総層粘性土層(Ka-cl)における過圧密比(0.C.R)は1.6～6.2の過圧密状態であることから、盤ぶくれ防止の減圧排水等による圧密沈下が生じる可能性は低いと予測する。</p> <p>工事の施行中においては、第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事完了後まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>② 工事の完了後 【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の水位及び流量を及ぼす可能性がある。</p> <p>既存資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみ限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。</p> <p>地下躯体工事完了後は、第1帯水層～第3帯水層を対象とした地下水位のモニタリングを地下躯体工事完了後の1年間まで実施し、継続的に監視しながら施工を行う。なお、地下躯体工事完了後の1年間地下水位の安定が確認できない場合には、地下躯体工事完了後の1年間以降も継続して監視を行う。地下水の水位の安定が確認できるまで継続して監視を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度】 計画地内の地表面流出量は現況が約0.60m³/s、工事の完了後が約0.63m³/sであり、同程度である。</p> <p>また、本事業では、「中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、本事業で必要となる雨水流出抑制対策量(約1,407m³)を上回る3,300m³の雨水流出抑制槽を設置する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「土地の改変に伴い地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 日影	<p>①工事の完了後 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地周辺への日影の影響を低減するため、長時間日影の影響を受ける範囲を極力小さくするよう配慮した建物配置、形状とすることにより、冬至日において、計画建築物による日影は、日影規制区域にも生じるもの、4時間以上の日影は、日影規制区域内には生じず、2.5時間以上の日影は、敷地境界線（計画地北側は道路に接するため、建築基準法に基づき、みなし境界線が適用される）から5m以上10m以下の範囲に収まると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する案例」に定める規制値を満足すると考える。</p>
7. 電波障害	<p>①工事の完了後 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物の設置による地上デジタル放送については、計画地の西側の一部の地域において遮へい障害が生じると予測するが、この地域に住宅等は存在しないため、受信障害の影響を及ぼすおそれはないと考える。衛星放送については、計画地の北東側及び北北東側の一部の地域において遮へい障害が生じると予測するが、工事の進捗により衛星放送の受信障害が発生すると予測される場合には、障害が発生する前に適切な対策を講じるとともに、工事の進捗や計画建築物により、本事業に起因する受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>
8. 風環境	<p>①工事の完了後 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A（住宅地相当）であり、領域B（低中層市街地相当）も見られる。 計画建築物建設後（対策前）は、概ね領域A（住宅地相当）または領域B（低中層市街地相当）であるが、一部において領域C（中高層市街地相当）が新たに生じる。しかし、防風対策を適切に講じることにより、領域C（中高層市街地相当）は全て領域B（低中層市街地相当）になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、計画地周辺における風環境は、変化はあるものの防風対策を実施することで領域AまたはBを確保できることから「風工学研究所の提案による風環境評価指標に基づき風環境に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p>
9. 景観	<p>①工事の完了後 【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物の他、鉄道や公園等である。工事の完了後は、計画地や周辺地区での再開発事業等により高度利用が図られるが、主要な景観の構成要素の改変の程度は、現況と同じ中高層の建築物の他、鉄道や公園等であり、大きく変化しないと予測する。 また、計画建築物は最高高さ約260mの高層建築物であり、中野駅前前の新たなシンボル拠点となり、本事業により賑わいを創出するまらにひらかれた広場空間や緑を創出することにより、活気と賑わいにあふれたまちづくりに寄与することから、評価の指標とした「中野の顔としてまた東京の新たな顔としてふさわしい、活気と賑わいにあふれた拠点を形成すること」を満足すると考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 景観（続き）	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後には、計画建築物（高層部）を建設できる地点が近景域～遠景域の多くの地点で確認でき、中野駅前における新たなランドマークとして認識されるものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「新たなシンボル、ランドマークとなることを考慮した景観を形成すること」を満足すると考える。 【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の地域全体の形態率の変化量は、現況と比較して3.2～23.7%増加する。また、工事の完了後の計画建築物の形態率は、8.7～32.1%であると予測する。また、屋上緑化の整備、沿道の緑化の推進、高層部と低層部を大庇により分節を図る等の環境保全措置を実施することで、圧迫感の軽減が図られるものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
10. 自然との触れ合い活動の場	<p>①工事の施行中 【施設の建設に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 本事業では、工事開始1～15ヶ月目まで地上部の解体工事を行い、その後、工事開始16ヶ月目から計画建築物の建設工事に着手する計画である。建設工事の着手後の工事開始16～33ヶ月目までは計画地内のウオーキングコース（中野四季の森公園～中部スボーツ・コミュニティプラザコース）の一部が利用できない予定であるが、この期間中は中野駅前と中野四季の森公園を往来できる歩行者用の暫定通路を確保する予定である。なお、この期間中に中野駅前と中野四季の森公園を往来できる歩行者デッキが整備され、工事開始34ヶ月目以降は歩行者デッキを利用できるようになる予定である。 このため、ウオーキングコースの利用者は工事開始16～33ヶ月目において暫定通路を利用することになるが、中野駅前と中野四季の森公園の歩行者用の動線は確保されるため、自然との触れ合い活動の場が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）の変化は少ないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場が持つ機能に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後 【施設の供用及び関連車道の走行に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 「中野四丁目新北口地区まちづくり方針」に位置付けられているように、中野新北口駅前から中野四季の森公園の間には、本事業に合わせて歩行者デッキが整備される計画である。 このため、将来のウオーキングコース利用者は、主に歩行者デッキを利用すると予想され、歩行者は車道を横断せずに中野駅前と中野四季の森公園の間を移動できるようになり、安全性や回遊性が高まると期待できるため、自然との触れ合い活動が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）は向上すると予測する。 また、将来のウオーキングコース利用者は、上述のように主に歩行者デッキを利用することになると予想されるため、関連車道の走行による自然との触れ合い活動が持つ機能（ウオーキングコースの利用性）への影響は少ないと予測する。 さらに、緑化計画においては、計画建築物と駅前の区所有の公共施設である広場と一体となる部分と、中野通りに面した北側でホテルの前面に広場を設け、そこに樹木等の植栽を行うとともに、計画建築物を敷地境界からセットバックさせ十分な歩行者空間を確保し樹木の植栽等を行うなど、緑豊かなゆとりと潤いある周辺地区と連携した緑のネットワークを創出することにより、計画建築物周りの自然との触れ合い活動の機能が向上すると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場が持つ機能に対し、極力影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物	<p>①工事の施行中 【解体工事に伴う廃棄物の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法】</p> <p>解体工事に伴う廃棄物の排出量は、約 133,393t と予測する。廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画である。再資源化等が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値」を満足すると考える。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法】</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の排出量は約 448,103㎥、建設汚泥の排出量は約 23,697㎥と予測する。これらの廃棄物は、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り有効利用及び再資源化を図る計画である。また、建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出する。その他の建設発生土は法令に基づき、適正に処理・処分する。建設汚泥の再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。</p> <p>建設工事に伴う建設廃棄物（建設汚泥以外）の排出量は、約 9,323t と予測する。これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化の促進及び不要材の減量を図るとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画である。また、建設廃棄物（建設汚泥以外）は再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和6年度達成基準値」を満足すると考える。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法】</p> <p>施設の供用に伴う住宅以外からの事業系廃棄物の排出量は約 8,581kg/日、住宅からの家庭廃棄物の排出量は約 2,426kg/日と予測する。</p> <p>事務所、店舗等から発生する事業系廃棄物は分別して廃棄物保管施設に保管を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して、再資源化を含め適正に処理・処分を行う。住宅から発生する家庭廃棄物は、分別して廃棄物保管施設に保管し、中野区の収集により、適正に処理される計画であるとともに、「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画」に示される令和12(2030)年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「廃棄物処理法」等に基づく事業者の責務を果たし、「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画」の目標とする資源化率（令和12(2030)年度目標値）を満足すると考える。</p>
12. 温室効果ガス	<p>①工事の完了後</p> <p>【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画建築物の二酸化炭素排出量は、11,432t-CO₂/年であり、基準建築物と比べた削減量は、8,007t-CO₂/年、削減率は約 41.2%と予測する。</p> <p>本事業では、各用途で建築的手法による省エネルギー措置、設備エネルギーの省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に示される事業者の責務を満足すると考える。</p>

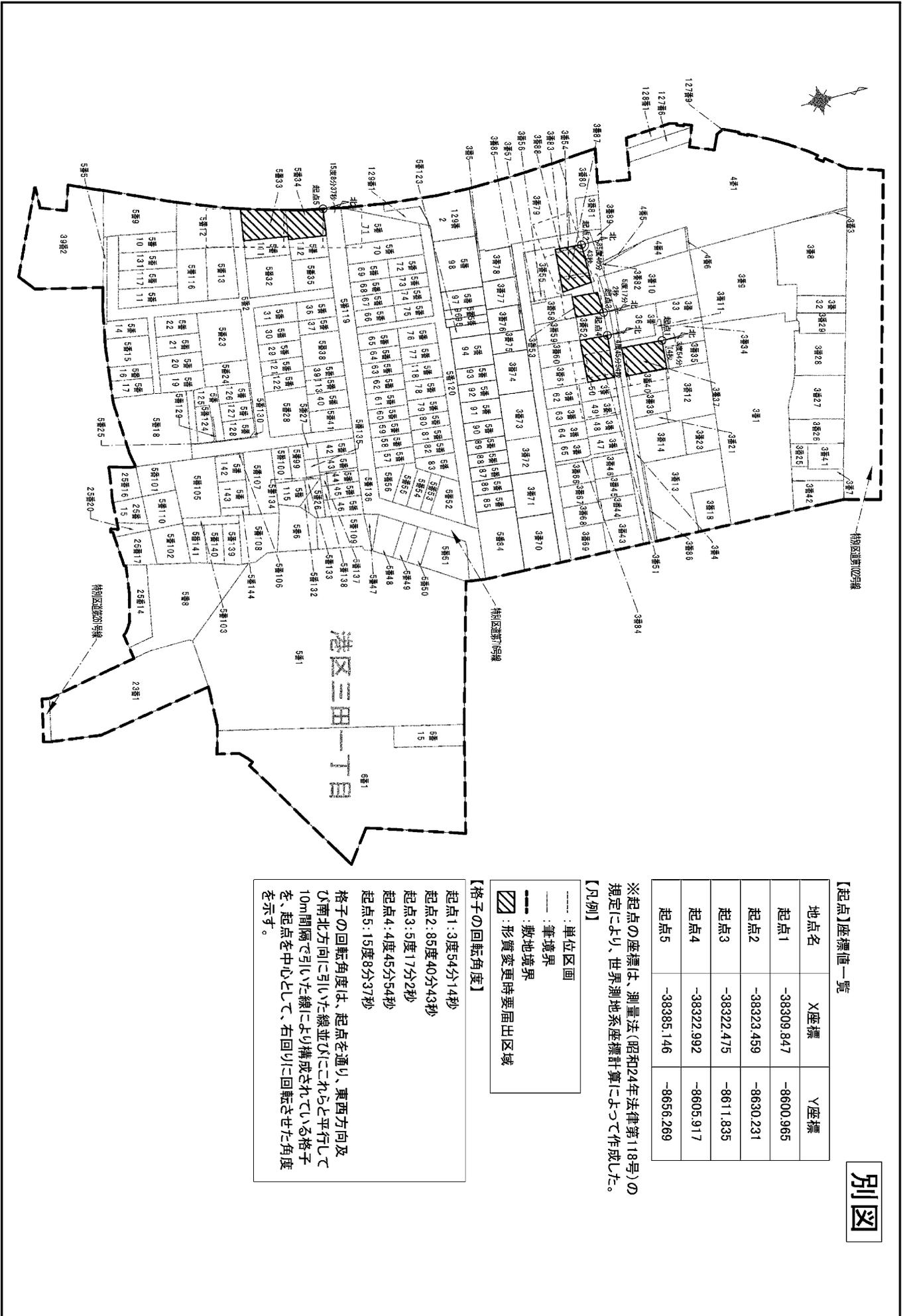
●東京都告示第千二百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【起点】座標値一覧

地点名	X座標	Y座標
起点1	-38309.847	-8600.965
起点2	-38323.459	-8630.231
起点3	-38322.475	-8611.835
起点4	-38322.992	-8605.917
起点5	-38385.146	-8656.269

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。
【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】

- 起点1: 3度54分14秒
 - 起点2: 85度40分43秒
 - 起点3: 5度17分2秒
 - 起点4: 4度45分54秒
 - 起点5: 15度8分37秒
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

●東京都告示第千二百二十六号

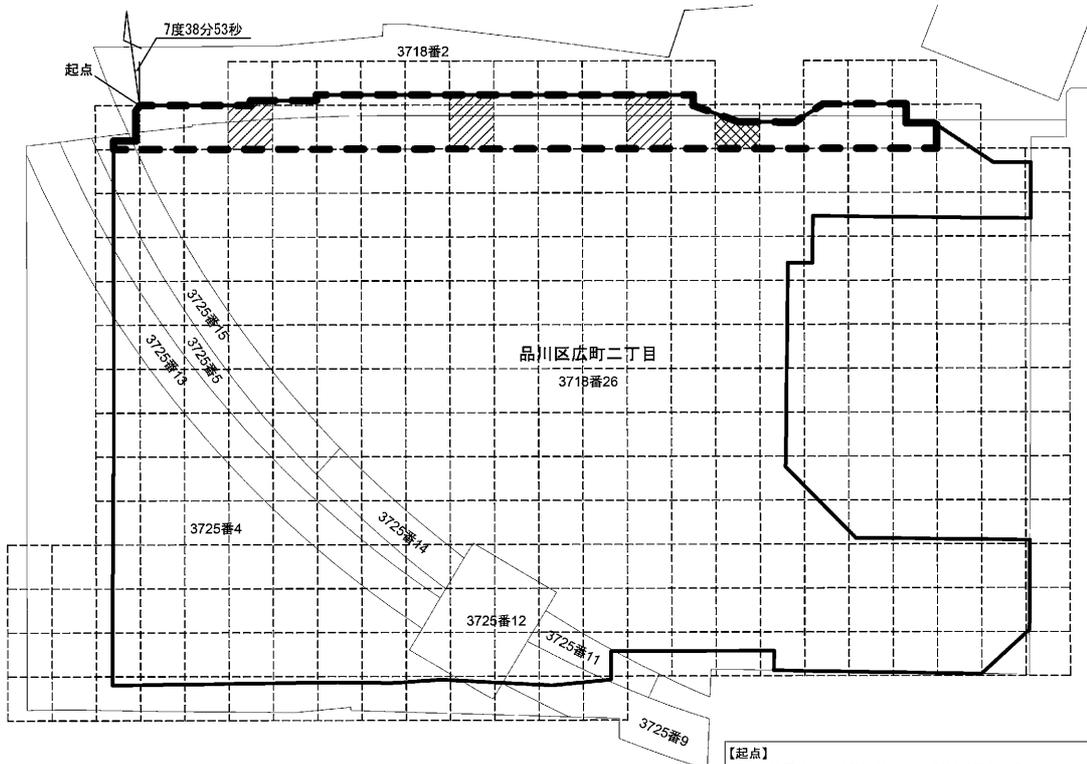
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百五十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域（令和5年東京都告示第256号により指定した区域）

【起点】
 起点の位置はX=-43339.661, Y=-9289.582とする。

※座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（7度38分53秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百二十七号

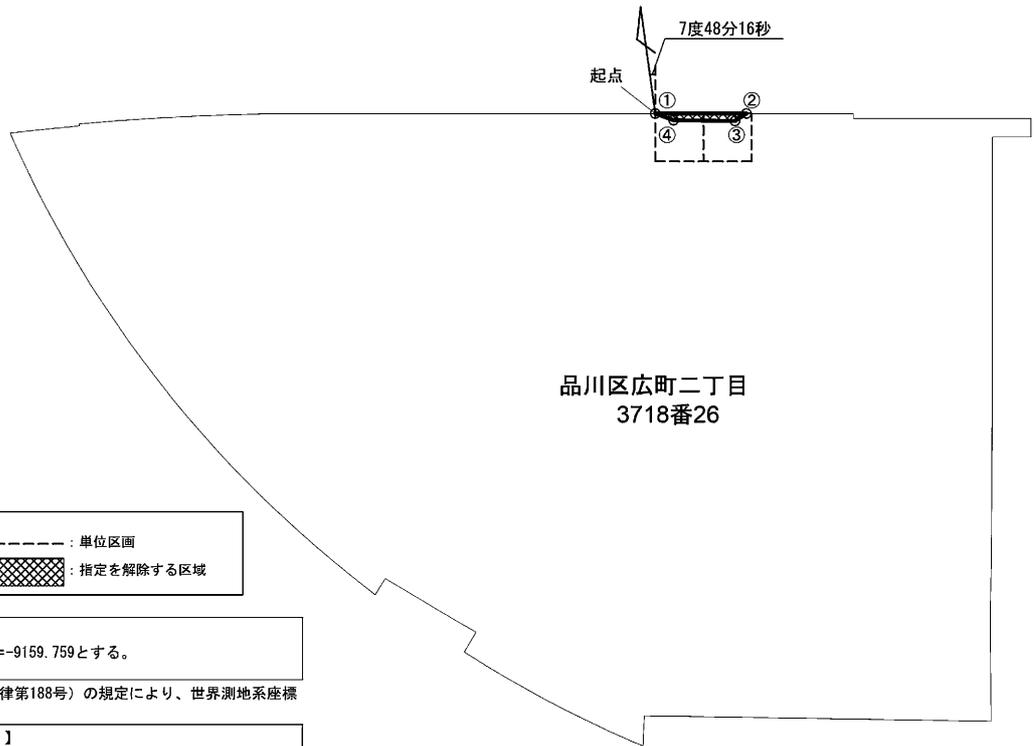
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百四十七号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



品川区広町二丁目
3718番26

座標値一覧

No.	X	Y
①	-43359.744	-9159.759
②	-43362.312	-9141.021
③	-43363.514	-9143.565
④	-43361.635	-9156.164

【凡例】

—— : 筆境界 - - - - : 単位区画
 ——— : 対象地 [X] : 指定を解除する区域

【起点】
 起点の位置はX=-43359.744, Y=-9159.759とする。

※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(7度48分16秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
明和トレ 前田 明俊 中央区新川二丁目 令和五年十月
ーデン 一番九号 三十一日
グ株式会社

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類 組番号 枚数 被 交 付 者 事故発生日
百リッ 二九〇G 十八 立川市錦 株式会社 令和五年

トル券 一〇八一 枚 町一丁目 七月十九日

五九から 十二番十 日
二九〇G 八号 x r e a

一〇八一 七六まで

五十リッ 二九〇F 十五 同右 同日

券 ツトル 〇二九一 五七から 同右

二十リッ 二九〇E 十九 同右 同日

券 ツトル 〇一七五 六四から 同右

二九〇E 〇一七五 八二まで 同日

十リッ 二九〇C 十九 同右 同日

トル券 一三二二 一枚 同右

一から 二九〇C 一三二二 二九まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン

二 代表者の氏名 黒鳥 英俊

三 主たる事務所の所在地 品川区東品川一丁目二十五番八号 東京サライビル二階

四 更新された認定の有効期間

令和五年四月十一日から令和十年四月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

二 代表者の氏名 堀木 一男

三 主たる事務所の所在地 中央区日本橋富沢町十一番六号 英守東京ビルディング三階

四 更新された認定の有効期間

令和五年六月七日から令和十年六月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人プラチナ美容塾

二 代表者の氏名 伊藤 文子

三 主たる事務所の所在地 港区港南四丁目六番五一四〇二号

四 更新された認定の有効期間

令和五年七月二十六日から令和十年七月二十五日まで

施設建築物の建築工事の完了について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施設建築物(5-3街区3-A棟、3-B棟、3-C棟及び3-D棟)、(5-4街区4-A棟、4-B棟、4-C棟、4-D棟及び4-E棟)、(5-5街区5-A棟、5-B棟、5-C棟、5-D棟、5-E棟及び5-F棟)、(5-6街区6-A棟、6-B棟、6-C棟、6-D棟、6-E棟及び6-F棟)並びに(5-7街区7-S棟)の建築工事が完了したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百条第二項の規定により公告する。

令和五年十一月三十日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小池百合子

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第九百八十九回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

八百万枚 十六億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和六年一月十日から同年二月六日まで

令和六年一月十日

六	発売期間	当せん金支払開始期日	当せん金の数	当せん本数
七	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数	当せん本数	
八	等	当せん金	当せん本数	
一	等	三百万円	六十四本	
二	等	十万円	八百八十本	
三	等	一万円	一万六千本	
四	等	千円	十六万本	
五	等	二百円	八十万本	
計			九十七万六千九百四十四本	

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年一月十七日から同年二月十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年一月十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 四十本 二等 五万円 七百二十本 三等 一万円 一万四百本 四等 千円 十二万本 五等 二百円 二百四十万本
計		二百五十三万一千百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千万枚 十億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年一月二十四日から同年二月十三日まで
七	抽せん期日	令和六年二月十六日
八	当せん金支払開始期日	令和六年二月二十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一	等級	一等の前後賞 二十五十万円 六本 一等の組違い賞 十万円 二百九十七本 二等 三十万円 百本 三等 三万円 千本 四等 五千元 二万本 五等 千円 十万本 六等 百円 百万本
計		百二十二万一千四百六本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千七百万枚 三十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年一月三十一日から同年三月二十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年一月三十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 百二本 二等 五万円 三千六十本 三等 一万円 一万七千本 四等 千円 十七万本 五等 二百円 五百十万本
計		五百二十九万六千二百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億一千万枚 三百三十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として十一単位(十一ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年二月十四日から同年三月十五日まで
七	抽せん期日	令和六年三月二十二日
八	当せん金支払開始期日	令和六年三月二十七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一	等級	一等 二億円 一本 一等の後賞 五千万円 二本 一等の組違い賞 十億円 九十九本 二等 千万円 十本 三等 百万円 三百本 四等 五万円 千本 五等 一万円 一万本 六等 三千円 十万本 七等 三百円 百万本
計		百一十一万一千四百十二本

十 備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十一 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五千万枚 百五十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年二月十四日から同年三月十五日まで
七	抽せん期日	令和六年三月二十二日
八	当せん金支払開始期日	令和六年三月二十七日
九	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 一等 二千万円 十本 二等 一千万円 二十本 三等 五百万円 三十本 四等 一万円 千本 五等 三千円 一万本 六等 三百円 十万本
計		百十一万一千三百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 十四億円 一枚二百円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年三月六日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年三月六日
八	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 一等 三百万円 七本 二等 三十万円 五十六本 三等 一万円 三千二百二十本 四等 千円 十七万五千本 五等 二百円 二百十万本
計		二百二十七万八千二百八十三本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年三月十六日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年三月十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 千五百万円 四十本
一等		二等 五十万円 八十本
二等		三等 十万円 四百本
三等		四等 一万円 千二百本
四等		五等 千円 十六万本
五等		六等 三百円 八十万本
六等		
計		九十六万一千六百八十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 五億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年三月十六日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年三月十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五万円 百六十本
一等		二等 五百円 六万四千本
二等		三等 二百円 二百万本
三等		
計		二百六万四千六百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 七億五千万円

(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円
被封式

五 証券型式
令和六年一月一日から同月三十一日まで
令和六年一月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等	当せん金	当せん本数
一等	千万円	五本
二等	百万円	二十五本
三等	十万円	二百五十本
四等	三千元	千二百五十本
五等	二千元	二千五百本
六等	千円	三千七百五十本
七等	七百元	五万本
八等	五百円	十二万五千本
九等	三百円	五十万本

計 六十八万二千七百八十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
四百万枚 十二億円

(三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円
被封式

五 証券型式
令和六年一月一日から同年二月二十九日まで
令和六年一月一日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等	当せん金	当せん本数
一等	二千万円	四本
二等	百万円	六十本
三等	十万円	六百本
四等	一万円	六千本
五等	千円	八万本
六等	三百円	八十万本

計 八十八万二千六百六十四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚二百円

四 証券金額
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年一月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年一月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
二百万円
二十本
一等 一万円 四百本
二等 五千円 八百本
三等 二千円 千八百本
四等 千円 六千本
五等 七百円 一万二千本
六等 五百円 二万本
七等 四百円 六万本
八等 二百円 四十万本
九等 二百円 四十万本

計 五十万一千二十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
四百万枚 八億円

三 (二億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚二百円

四 証券金額
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年一月一日から同年二月二十九日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年一月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
三百万円
十二本
一等 十万円 四百四十本
二等 一万円 四千本
三等 千円 四万本
四等 五百円 八万本
五等 二百円 八十万本
六等 二百円 八十万本

計 九十二万四千四百五十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 二億円

（一億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額
一枚百円
被封式
令和六年一月一日から同月三十一日まで

五 証券型式
被封式
令和六年一月一日

六 発売期間
令和六年一月一日

七 当せん金支払開始期日
令和六年一月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金
当せん本数

九 注意事項
計 五十四万二百本

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 七億五千万円

（一億五千万円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額
一枚三百円
被封式
令和六年二月一日から同月二十九日まで

五 証券型式
被封式
令和六年二月一日

六 発売期間
令和六年二月一日

七 当せん金支払開始期日
令和六年二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金
当せん本数

九 注意事項
計 六十三万六千八百八十五本

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第七十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百萬枚 四億円

三 (一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年二月一日から同月二十九日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

一等	百万円	四十本
二等	一万円	四百本
三等	五千円	八百本
四等	二千円	千八百本
五等	千円	六千本
六等	七百元	一万二千本
七等	五百円	二万本
八等	四百円	六万本
九等	二百円	四十万本

計 五十万一千四十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第八十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
四百萬枚 四億円

三 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年二月一日から同年三月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

一等	五十万円	八十本
二等	十万円	四百本
三等	五万円	八百本

計 百四万八十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第八十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額
(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚三百円

四 証券金額
証券型式 被封式
令和六年三月一日から同月三十一日まで
令和六年三月一日

五 発売期間
令和六年三月一日から同月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日
令和六年三月一日

七 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

等	当せん金	当せん本数
一等	千万円	五本
二等	百万円	二十五本
三等	十万円	二百五十本
四等	三千元	千二百五十本
五等	二千元	二千五百本
六等	千円	三千七百五十本
七等	七百元	五万本
八等	五百円	十二万五千本
九等	三百円	五十万本

九 注意事項
計 六十八万二千七百八十本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第八十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額
(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
一枚三百円

四 証券金額
証券型式 被封式
令和六年三月一日から同月三十一日まで
令和六年三月一日

五 発売期間
令和六年三月一日から同月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日
令和六年三月一日

七 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

等	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	五本
二等	五十万円	八十本
三等	十万円	二百二十本
四等	一万円	千五十本
五等	千円	四万本
六等	三百円	五十万本

九 注意事項
計 五十四万一千三百五十五本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第八十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

一等	百万円	四十本
二等	一万円	四百本
三等	五千円	八百本
四等	二千円	千八百本
五等	千円	六千本
六等	七百元	一万二千本
七等	五百円	二万本
八等	四百円	六万本
九等	二百円	四十万本

計
五十万一千四十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年十一月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第八十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年三月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年三月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数
当せん金 当せん本数

一等	百万円	十本
二等	十万円	二百本
三等	一万円	二千本
四等	千円	二万本
五等	五百円	四万本
六等	二百円	四十万本

計
四十六万二千二百十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

